

令和6年6月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年6月12日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和6年6月12日（水） 午前 9時 4分
閉 会 日 時	令和6年6月12日（水） 午後 1時10分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	西尾 綾子（紹介議員）
傍 聴 者	18名

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 9 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 6 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
議請第 1 号	いじめ重大事態についての再調査を求める請願書	不 採 択

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	藤崎 秀也	財務部長	谷 広明
市長政策室副室長	小川 裕子	財務部副部長	鈴木 誠司
秘書課長	中山 浩一	財務部参事兼	
総合政策課長	富田 真久	税務課長	原口 佳之
(総務部)		財政課長	高田 史
総務部長	岩間 則夫	資産管理課長	秋元 宏康
総務部副部長	関根 正	収税対策課長	川又 敦子
総務部参事兼		資産管理課副参事	山岸 晃
ICT 推進課長	中根 哲	税務課副参事	藤平 健司
総務部参事兼			
やさしさ支援課長	高橋 和久	会計管理者	矢澤 欣子
総務課長	小倉 英樹	参事兼会計課長	佐々木 志万子
職員課長	小林 健介	監査委員事務局長	戸ヶ崎 徹
契約検査課長	林 信敏	吹上支所長	田島 盛明
総務課副参事	遠藤 美穂	川里支所長	山縣 一公
ICT 推進課副参事	松本 康治		

書 記 國島 清文
書 記 星 圭也

（開会 午前 9 時 0 4 分）

（委員長）ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と茂利博之委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第59号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分、議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願の議案2件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46―6、「常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順序で審査するのが例である」ということから、初めに議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第66号については、ページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いをいたします。

次に、議請第1号については、直接関係のない執行部の退席後、審査の必要から、紹介議員として西尾綾子議員の説明を聞き、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただくよう、よろしく申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定をいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第59号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（参事兼税務課長）おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第59号の鴻巣市税条例の一部を改正する条

例につきましてご説明させていただきます。

これは、令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、個人市民税につきましては、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、固定資産税につきましては、私立学校法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項番号を改めるものでございます。

なお、施行日ですが、個人市民税関係につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から、固定資産税関係につきましては令和7年4月1日からとしております。

議案第59号の説明につきましては以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（金澤）おはようございます。それでは、議案第59号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、個人市民税と固定資産税分けて質問させていただきます。

先ほど説明をいただきました。令和6年3月30日の税制改正に伴うものということで、個人市民税の公益信託制度改革の所要の改正内容でございます。それで、新しい公益信託制度の改正という形で、政府も民間も公益役割を担う社会の実現を図るべきだということで、公益信託やこれに寄附する個人、法人に対する課税等を公益法人並みに税制上の措置を講ずるというお話ではございますけれども、一般市民にとっては非常に分かりづらい内容なのです。それで、これをやることによって個人的にはメリットがあるのか、その辺も踏まえてちょっとご説明をお願いしたいのですが。一問一答でいいのだよね。

（参事兼税務課長）それでは、個人市民税関係の税条例の改正内容を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、附則第4条の2で書かれていることなのですが、個人が土地や株

式などの財産を法人に無償で譲渡した場合、じかに譲渡したものとして所得税や住民税が課税されますが、これはみなし譲渡課税と言っております。ただし、国税庁長官の承認を受けた公益法人等に譲渡した場合は非課税となっております。この附則第4条の2で書かれていることなのですが、国税庁長官の承認を受けた公益法人等が解散するなどして非課税の特例の承認が取り消された場合、譲渡した個人にみなし譲渡課税として市民税の所得割が課税されるといったことが規定されております。ただし、その同様の規定が地方税法附則第3条の2の3に既に存在しておりますので、重複しているといったことになっておりますので、市税条例から削除するものでございます。

以上です。

（金澤）分かりました。

それと、では次の固定資産税のところに入ります。これも私立の学校法の改正ということで、所要の改正になるのだという形なのです。学校法人のガバナンス改革ですか、これで私立学校法の一部改正ということで、中身を見ると、理事と評議員というのかな、あれが兼務の禁止があるのだよとかというような内容でございましたけれども、相互牽制機能の整備を今回大きく改正するという状況なのですが、この私立学校法の改正によって固定資産税がどのように変わるのか、その辺ちょっとお話を願いたい。

（参事兼税務課長）まず、56条の改正の内容を簡単に説明させていただきたいと思うのですが、委員ご存じのとおり、私立学校法が一部改正されました。約1年前に改正されております。新旧対照表とか見ていただければと思うのですが、今回この56条の改正につきましては、引用している条項番号だけを改めるものでございます。そのため、市税条例の内容というのに変更というのはございません。ですので、私立学校法自体は確かに改正はされたのですが、市税条例の中身自体は特に変更というのはないといった改正になっております。あくまでも引用の番号が変わるというだけのものでございます。

以上です。

（金澤）そうすると、固定資産税のところはその文言とかの改正だけであって、中身が全然変わるとか、そういうあれではないという解釈でいいのですか。

（参事兼税務課長）そのとおりでございます。

（竹田）先ほどの公益法人に係る市民税の課税の特例というのは、これは削除になるわけですね。地方税法の中にうたわれているということですが、地方税法の中にはずっとうたわれていたわけですね。今回に限って削除するというふうになった問題意識というか、ずっとあったものだから、そんなにあえて書く必要なかったというふうに思うのですけれども、そういう点でいうと今回の問題意識に至った経緯というのは何かあるのか伺います。

（参事兼税務課長）現在開かれております令和6年の通常国会、ここで公益信託の制度改革というのが行われております。その一環として、先ほどみなし譲渡課税の説明とかさせていただきましたが、実際そのみなし譲渡課税の対象に公益信託の受託者を追加するといったことで、地方税法の整備も併せて行われております。確かに市税条例附則第4条の2ではみなし譲渡課税の特例というのが規定してあって、地方税法のほうでも規定してあるということで二重で規定してあるのですけれども、あくまでも地方税法の整備も併せて行われたことで上位法の法律のほうで改正が行われたということで、市税条例のほうもその項目を少し整理しようといったことになっております。それで、今回重複しているものについては削除しようといったことになったものでございます。

以上です。

（竹田）あと、施行日ですけれども、先ほどの中でいえば、まだ法律が成立していないために、いわゆる存続するときによるというふうな表現になっていますが、これはどういうことでそういうことができるのかということと、施行日の違いについてお答えください。

（参事兼税務課長）まず、今回56条と附則第4条の2と2つあるかと思うのですが、まずこれ施行日がそれぞれ、議案の附則を見ていただければと思うのですが、違っております。56条につきましては令和7年4月

1 日からとなっているのですが、この理由につきましては、私立学校法が改正されたという話、先ほど説明させていただきましたけれども、私立学校法の改正の施行日が令和 7 年 4 月 1 日となっております。ですので、改正された私立学校法の施行日に合わせて 56 条の施行日を一緒に合わせているといったものでございます。

附則第 4 条の 2 のほうですが、公益信託に関する法律につきましては、令和 6 年 5 月 22 日に国会のほうで公布されております。ただ、公布されてちょっと日が間もないということもありまして、まだ施行日については決められておりません。施行日につきましては、公布後 2 年以内において政令で定める日とされております。ですので、あと 2 年以内には施行日が決まることになるのかなと思うのですが、予定では令和 8 年 4 月とされております。ですので、議案の附則には公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行すると、ちょっと長く書いてあるのですが、予定では附則第 4 条の 2 の施行日は令和 9 年 1 月 1 日を予定しております。つまり、56 条と附則第 4 条の 2 の施行日が異なるということについては、それぞれ改正の基となった法律の施行日が異なることによるものでございます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 59 号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり

り決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（茂利）それでは、質問させていただきます。

初めに、11ページの定額減税減収補填特例交付金につきまして5億2,000万円減額しておりますが、納税義務者の方以外の配偶者、お子様については減税はあるのでしょうか、お伺いいたします。

（参事兼税務課長）今回のまず定額減税なのですけれども、納税義務者、あと控除対象配偶者及び扶養親族1人につき所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円を減税するものでございます。そのため、配偶者の方を控除対象配偶者としていた場合や、お子様を扶養親族としていた場合につきましては、納税義務者の方の減税の加算対象となります。そのため、1人につき納税義務者の方の所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円が減税されるといったことになります。

以上です。

（茂利）それでは、減税対象人数は何人になるのでしょうか。

（参事兼税務課長）まず、鴻巣市全体の納税義務者数をちょっとお伝えしたいと思います。全体の納税義務者数は、6万3,550人でございます。そのうち定額減税の対象となっている納税義務者数ですが、5万7,998人となっております。この中で、先ほど説明したとおり控除対象配偶者や扶養親族も減税の加算対象となりますので、先ほどの5万7,998人に配偶者とか扶養親族が加算されるということで、全体の減税対象の人数としましては9万2,060人となっております。

以上です。

（茂利）それでは、また同じく11ページの地方特例交付金につきまして、これは今年度限りになりますか。

（財政課長）定額減税減収補填特例交付金につきましては、定額減税の精算が令和7年度に一部かかる可能性があることから、地方特例交付金等の地方財政特別措置に関する法律にも令和6年度、7年度の記載があり、令和7年度にも調整分を交付される可能性があると考えております。以上です。

（茂利）また同じく11ページになりますが、県の重点政策連動事業補助金につきまして、こういった補助金でしょうか、お伺いします。

（総合政策課長）この補助金につきましては、埼玉県ふるさと創造資金大綱に基づく補助メニューの一つとなっております、大きく分けますと、今回鴻巣市SDGs推進事業として採択されました県政の重要課題の解決に向けた取組を支援する県政策連動型事業のほか、地域資源や市町村の強みを生かした市町村主体の地域づくりの取組を支援する市町村提案実施型事業、また災害等の不測の事態への対応を支援する災害等対策事業の3事業をもって構成されております。補助率につきましては、原則2分の1となっておりますが、県政策連動型事業や災害等対策事業、また知事が特別に認めるものにつきましては3分の2となっております、今回本市が採択を受けました補助事業につきましても3分の2の補助率で交付決定をいただいております。

以上でございます。

（茂利）それでは、これはどんなことに使うか、またお伺いします。

（総合政策課長）この補助金の使い道でございますが、今回の充当させていただきます事業につきましては、歳出のほうの補正予算で財源内訳更正として出させていただきますが、採択されたのが今回、鴻巣市SDGs推進事業といたしまして、SDGsの推進に資する各種取組を一体的なものとして交付決定を受けております。補助対象事業の内訳としましては、補正予算書の歳出にありますように、総合政策課所管のSDGs推進事業、市制施行70周年記念事業、また市民課所管の戸籍事務事業の3事業で構成されております。具体的に簡単に申し上げますと、

S D G s 推進事業では、S D G s 未来会議やS D G s フェスティバルの開催、またS D G s パートナー宣言制度やS D G s ポイント制度の構築、また市制施行70周年記念事業では、10月1日に開催予定の記念式典におきまして来場者に配布する予定になっておりますS D G s 推進の啓発に向けた記念品の作成、また戸籍事務事業では、S D G s 未来都市が目指すまちのデザインを施した本市オリジナルの婚姻届、出生届の用紙を作成することとしております。

以上です。

（茂利）同じく11ページになりますけれども、自治体情報システム標準化事業補助金につきまして、こういった事業かお伺いたします。

（総務部参事兼ICT推進課長）自治体情報システム標準化事業でございますが、これは全国の地方公共団体が共通して行っている住民記録や地方税など20業務の自治体情報システムについて、国が策定した標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応していく事業となっております。

なお、標準準拠システムへの移行につきましては、令和7年度末までに移行することが義務づけられているところでございます。

以上です。

（田中）今、茂利委員のほうから質問がありまして、私と重複している部分がありましたので、答弁等ありましたところは省かせていただきます。

同じような内容になるかも分かりませんが、まず定額減税について、15ページのところで先ほど説明があったと思うのですが、定額減税の対象にならない専従者控除を受けている人は定額減税に該当するかどうかということをお聞きします。

（参事兼税務課長）今回の定額減税ですが、納税義務者、あと控除対象配偶者及び扶養親族1人につき所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円を減税するといったものでございます。

専従者ですが、青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受ける人または白色申告者の事業専従者である人につきましては、控除対象配偶

者や扶養親族になることはできないといったことになっておりますので、定額減税の対象者とはなっておりません。

以上です。

（田中）そのほかに、該当しない人はどんな人がおるのでしょうか。

（参事兼税務課長）合計所得金額が1,805万円を超える高額所得者や、控除対象配偶者や扶養親族であっても国外に居住している方については今回対象外となっております。また、個人住民税の定額減税につきましては所得割額から定額減税されることになっておりますので、均等割のみ課税されている方についても定額減税はされないといったことになっております。

以上です。

（田中）それらの人に対する救済措置等はあるのかどうか。

（参事兼税務課長）まず、専従者の方ですが、専従者の方につきましては、現在の定額減税の制度では救済されるような仕組みはないというのが現状でございます。また、均等割のみの方につきましては、個人ではなく世帯単位ではありますが、給付金チームのほうで令和6年2月から1世帯当たり10万円の給付を行っており、令和6年度につきましても、新たに均等割のみの世帯になった場合については1世帯当たり10万円の給付を行うといったことになっております。

以上です。

（田中）同じく税務課に対する質問なのですが、100万円ぐらいの15ページの訴訟事務委託についての説明をもう一回お願いいたします。

（参事兼税務課長）そうしましたら、訴訟事務の委託料の概要について説明させていただきます。

まず、その訴訟の内容なのですが、鴻巣駅東口の再開発事業地内にあった建物の所有者が、平成30年度固定資産税、都市計画税の課税処分及び減免申請棄却決定処分の取消しを求め、本市を訴えたものでございます。最高裁判所において、令和6年4月12日に本件上告を棄却する及び本件を上告審として受理しないとの決定が下りましたので、高等裁判所の判決が確定したものでございます。これをもって一連の裁判が終了しまし

たので、弁護士に支払う報酬を補正予算として計上させていただいたものでございます。

以上です。

（田中）最後になりますが、12ページ、また戻って申し訳ないのですが、財政調整基金の説明の8,000万円をもうちょっと詳しくと、それと総額と後の説明をお願いいたします。

（財政課長）財政調整基金につきましては、地方公共団体における計画的な財政運営や年度間の財源調整を行うためで、適正規模は地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれ、一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる標準財政規模の5%から10%というものを適正規模として持つという形の基金になっております。ちなみに、本補正予算後の残高につきましては、約13億600万円を見込んでいるところです。

以上です。

（竹田）先ほどとかち合う部分もありましたので、その部分はしないことを前提に、1つは10ページ、11ページの普通徴収と特別徴収の課税人数をお尋ねします。

（参事兼税務課長）定額減税の対象者5万7,998人のうちですが、普通徴収につきましては7,598人、特別徴収につきましては5万400人となっております。

以上です。

（竹田）普通徴収と特別徴収の方の定額減税の仕方についてお尋ねをします。

（参事兼税務課長）個人住民税につきましては、普通徴収につきましては6月から減税されるといったことになっております。6月10日に納税通知書のほうは発送させていただきましたので、そちらに減税後の納付書ということで書いてありますので、その金額を納付していただくといったことになります。給与からの特別徴収につきましては、6月の特別徴収は行わず、定額減税後の税額を7月から来年5月の11か月で均等に特別徴収するといったことになります。

以上です。

（竹田） ごめんなさい。年金の方がいらっしゃいますよね。年金からいわゆる基本的には税金を納めている方が対象だというふうに思うのですが、公的年金の場合はどのようなになっていくのか伺います。

（参事兼税務課長）失礼しました。年金につきましては、10月の支給分から減税されるといったことになっております。

以上です。

（竹田） ということは、公的年金を受けている人は、市民税については10月ですよね。所得税についてはどのようなになるのか。

（参事兼税務課長）所得税につきましては、6月の支給分から減税されるといったことになっております。

以上です。

（竹田） 非常にややこしい部分で、特に年金の方は市民税は10月分からしか減税にならないと。所得税は6月の支給分からなるということです。ちょっとこういう場合はどうなのかということで、例えば市民税を払っている方が2万8,000円の市民税を払っている。配偶者と扶養家族、本人で3万円分を本来定額減税するけれども、2万8,000円分しか税額がないということは、当然所得税はもっと基礎控除が多いわけですから、そのとおりになるか分からないのですけれども、所得税で1万5,000円を払っている。対象者は3人分だと9万円になりますよね。9万円だけれども、実際は1万5,000円しか払っていない。7万5,000円分が給付となるのか。あと、あわせて市民税の不足分というか、変な話ですけれども、2,000円分、7万7,000円分がこのいわゆる定額減税の対象になると思うのですが、実際はどのくらい定額減税というものは、今度は特別給付で払われると思うのですけれども、その金額というのは8万円がいいのか、ちょっと確認をしたいと思います。

（参事兼税務課長）お見込みのとおり、市民税として要は引き切らなかった金額というのが市民税の分としては2,000円あるのかなと。所得税の分としましては7万5,000円と。調整給付金につきましては、その住民税のほうと所得税のほうの引き切らなかった金額をまず一旦足していただ

いて、そこから1万円単位に切り上げて給付するといったものでございます。ですので、一旦足していただくと7万7,000円なので、1万円単位に切り上げると8万円になるかなと思いますので、8万円を給付するといったことになります。

以上です。

（竹田）ということは、8万円を先ほど言った7月からの11か月分……違うな。減税されるから、減税部分も含めてどのようになっていくのか。とりわけ給与所得者の方。それから、あと市民税も給与所得でやられるので、7月から11か月に分けて定額減税分がなくなっていくのか、ちょっとそこら辺の方法について伺います。

（参事兼税務課長）あくまでも11か月に割るというのは、個人住民税の分ということになります。今のお話ですと、個人住民税が年間2万8,000円なのですが、本人と配偶者と扶養の方が3人いるということで、減税は3万円ということで、となるともう住民税自体は全部定額減税引き切ってしまうということになりますので、今回、今年度、来年の5月まで住民税というのはいわゆる天引きというのとはされないという形になります。

以上です。

（竹田）では、所得税についてはどんな。これは管轄外なのであれですが、分る範囲でお答えをいただきたいと思います。

（参事兼税務課長）所得税につきましては、やはり先ほどの話だと所得税の税額が1万5,000円で、結局3人分ということで9万円ということになりますので、全部引き切ってしまうのかなと思うのです。ですので、毎月の所得税額というのが幾らかというのにもよるのですが、例えば毎月の所得税額が仮に5,000円だったとします。そうすると、所得税の1年間の税額が1万5,000円ということになりますので、まず6月の給与から所得税が減税されるということですので、6月、7月、8月で所得税は全部引き切ってしまうことになるのかなと思います。さらに、ただ7万5,000円が引き切らないといった金額になりますので、これは後ほど給付されるということになるのかなと思います。

以上です。

（竹田）特別徴収の方の部分は非常に複雑になると思うのですが、これを行っている職員課はどんな準備がされているのか。とりわけ市民税も所得税も職員の皆さんは両方ともやっていくわけですが、そうした点での準備はどのようなになっているか伺います。

（職員課長）お答えいたします。

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収額から定額減税等が控除されるということになっておりますので、正規職員につきましては、6月14日に支給します期末勤勉手当から定額減税を実施しております。また、会計年度任用職員につきましては、6月21日に支給する報酬分から順次定額減税を行う予定となっております。

以上です。

（竹田）毎月々違うわけで、しかも個々はみんな毎月々違うのですけれども、併せて定額減税分の情報というのも含めて税務課とのやり取りというのはあると思うのですが、これまでどんな調整をされてきたのか伺いたいと思います。

（職員課長）市民税額につきましては、前年の所得を基に計算されますので、その情報をいただいて給与から天引きするという形になっております。

以上です。

（竹田）あと、年末でも調整しなくてはいけない部分が今回の出てくると思うのですが、その年末、これどっちに聞けばいいのかよく分からない。年末調整やるのは、分かりやすいのは職員課だと思うのですが、年末調整分というのはどのように影響が出るのか伺っておきます。

（何事か声あり）

（竹田）ごめんなさい。特別徴収だと年末調整も行われるようになると思うのですが、年末調整についてはどうなっていくのか伺いたいと思います。

（参事兼税務課長）ちょっと所得税の話にはなってしまうのですが、あ

くまでも今回所得税のまず一旦税額というのを推計して出しているのですけれども、その所得税の税額を推計して出すに当たっては、令和5年の収入ですとか配偶者扶養の状況といったことで推計で出しております。また、令和6年の収入につきましては12月にならないと分かりませんし、またお子さんが生まれたりとかして扶養が追加されるというケースもあるのかなと思いますので、実際の所得税の税額というのは今年のまた12月ですとか確定申告をしていただかないと分からないといった状況です。ですので、一旦は定額減税なりをしているのですけれども、最終的な収入というのを計算して、各企業とかそういったところの給与担当者のほうで最終的な減税額というのはそこで調整していただく、精算していただくような形になるのかなと思います。

以上です。

（竹田）特別徴収の方は本当に事務の煩雑さが加わるというふうにも言われていますけれども、物価高騰対策になるかどうか今後の推移を見守っていききたいというふうに思います。

10ページ、11ページ、同じく物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金で、今回は定額減税分が入っているのですけれども、地方創生臨時交付金というのはいろいろな形で出ていて、この残額というのはいくらかあるのか伺っておきます。

（総合政策課長）今回の交付金につきましては、定額減税補足給付金支給のための財源として国から交付されるものでございますけれども、この交付金につきましては、これ昨年まで本市で実施してきた推奨メニュー事業として、市民や事業者、皆さん向けの支援策とはまた別枠として限度額が概算として示されておりますが、この事業につきましては全国の自治体で一律に実施されるものでありますことから、国の制度要綱におきまして限度額を超えた支出分については最終的に精算して追加で交付するということになっておりますので、基本的には事業に要した費用は全額国から交付されるものというふうに考えております。

以上でございます。

（竹田）続いて、同じページの自治体情報システム標準化事業の補助金

ですけれども、先ほど20事業、税とか、いわゆる戸籍の部分でやられるというふうに思うのですけれども、この標準化システムで令和7年度までに完了するというふうに言われて、当初予算でも鴻巣は準備万端でうまく進んでいますというふうになっているのですけれども、今実際標準化はどこまで進んでいるのかということと、とりわけ標準化システムを操作するというのは、上毛システムのところのいわゆる民間の方が入っていただいていますよね。そういう点からいうと、システムの標準化と、あとICT推進課はどう関わっていくのかお尋ねをしておきたいと思います。

（総務部参事兼ICT推進課長）まず、標準化どこまで進んでいるのかというところでございますが、標準準拠システムそのものにつきましては、各ベンダーで今開発をしている状況でございます。市の中の作業ですとか、そういった部分につきましては、まず令和5年度におきまして国が策定した標準仕様書、これと現在利用しているシステムの差を分析、整理するフィットアンドギャップというような作業を各業務所管課で実施しているところでございます。また、標準準拠システムにつきましては、使用するとしている文字が指定されておりますので、こちらが行政事務標準文字という名称で国が定めております。この文字と、特に外字の部分ですが、現在総合行政システムで保有している外字、こちらの同定作業を令和5年度に委託により実施をしたところでございます。

あと、標準準拠システムを操作いつできるのかというところでございますが、総合行政システムでいいますと、令和7年の夏頃にデータ移行の検証も含めて運用テストですとか、そういったことが始められるのではないかなというような今スケジュールですが、この辺りはまだ、詳細については今後確認をしていく必要がある部分でございます。

それと、ICT推進課の関わり方というところでございますけれども、この標準準拠システムへの対応につきましては、まず令和5年度におきましては鴻巣市デジタル・トランスフォーメーション推進会議、この会議の下にICT推進課が事務局となつてございます総合行政システム標準化部会というものを設置しまして、標準化の対象業務である20業務の

業務所管課の課長を部会員としまして、進捗管理というか、情報共有などを行ってまいりました。この部分につきましては、令和6年度につきましては、5年度と同様にICT推進課が事務局となりまして、ちょっと名称を変更しまして、自治体情報システム標準化部会というものを設置しております。こちらの部会につきましては、従来の20業務の対象業務の所管課課長と標準準拠システムと連携が必要な標準化対象外のシステム、こちらの所管課の課長を加えまして、情報共有など、また今後の作業についてというところをこの部会の中でいろいろと進めてまいる予定です。ですので、7年度の標準準拠システムへの移行、これが全庁的に円滑に行えるように、スケジュール調整等を今後やっていく予定としてございます。

以上です。

（竹田）20事業について、頑張っていたかなければならない側面だと思うのですが、先ほど文字について国が指定しているみたいなご説明がありましたが、その部分はICT推進課が全体として進めるのか、それとも行っている事業課が委託をして進めるのか、それらも含めて一つ一つのちょっと進め方についてお尋ねをしておきます。

（総務部参事兼ICT推進課長）文字の同定作業につきましては、国のほうで行政事務標準文字というものを策定をしておりますので、委託そのものはICT推進課で行っておりますが、文字の所管となりますのは市民課となりますので、結果ですとかそういったものを市民課のほうで確認をしているところでございます。

以上です。

（竹田）ごめんなさいね、ちょっと細かいことで。申し訳ないのですが、文字はどういうふうになっておるのです。例えば明朝体からゴシック体になっていくとかそういう、ちょっとそこだけ最後お尋ねをしておきます。

（総務部参事兼ICT推進課長）文字に関しましては、非常に説明の難しいところではあるのですが、明朝体ですとかゴシック体といういわゆる字形の部分につきましては、基本的に、当初は各ベンダーでそ

ういったものを用意するというような部分がございました。もともと国が策定した文字の基となっているものは、IPAという団体があるのですけれども、そこが当初策定しておりましたIPA……すみません、ちょっと名称を忘れてしまったけれども、明朝体の文字が基となっております。先日、国のほうからの説明会では、国のほうでもフォントと言われる明朝体とかそういったものを今後提供するというような話もございましたが、ちょっと文字についてまだ国のほうで検討が続いているところもありますので、今後ちょっとその辺り注視しながら対応していく必要があると考えております。

以上です。

（竹田）続いて、12、13ページで、財政調整基金の残高はほかの議員が聞きました。今、5月で出納閉鎖がされていると思うのですけれども、出納閉鎖後の繰越金の見通しというのはもう出ておられるのかだけ参考までにお聞きしておきます。

（財政課長）先日出納閉鎖になりまして、現在精査中でございますので、9月補正にてご報告させていただくことになるかと思えます。

以上です。

（竹田）では、14、15で訴訟事務の委託料について、先ほど平成30年のものだというふうなことで、これは土地の減免に係る部分だというふうにするのですけれども、その後もう再開発事業は終わってしまいましたよね。終わって、公園ができて、マンションもできていると。そのマンションの一角にもその訴訟を起こしている人に配分される所有物というのはあると思うのですが、その部分については今どうなっているか、個人のプライバシーの問題もありますので、分かる範囲で、ご説明できる程度で教えていただきたいというふうに思います。

（参事兼税務課長）そちらについては、現状ではまだ裁判、そういったものには至っていないといった状況でございます。

以上です。

（竹田）裁判を起こしている方がおっしゃっていましたが、いわゆる行政裁判というのはなかなか勝つことが難しい。私も実を言うと、この土

地の固定資産税の減免について一緒に市役所に相談に行って、ここの部分はいわゆる再開発の土地の部分になるわけですし、1月1日現在では、所有者は訴訟を起こした人ですけれども、その1月1日現在もう囲いがされているから、減税の対象になるのかなというふうなことで話もあったのでやったのですけれども、私も行政不服審査請求の中で何度も意見を言わせていただきました。そういう点からいうと、行政訴訟というのはなかなか勝てないというのが言われている中で、この方は結局最高裁まで行って却下されてしまったわけですから、その後何か動きがあるかどうか、その部分だけ最後お聞きをしておきます。

以上です。

（参事兼税務課長）特にその後何らかの相談なりなんなりとかというのは、来たということはありません。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時02分）

◇

（開議 午前10時18分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（金澤）私が通告させていただいた分については、もうほかの委員さんがほとんど質問して答弁いただいておりますので、その件については納得させていただきました。

別件ですが、14ページ、歳出の総務費の中の企画費の件についてお聞きします。15ページに総合政策課で市制施行70周年記念事業、それとSDGs推進事業ということで、財源内訳の更正だけということで、中身を見ますと国、県の支出金のほうでこれが補助できるということで、一般財源の金額が浮くわけですね。そこで、この市制70周年記念事業について、一般財源が浮くので、さらに輪をかけた施策というか、その辺は考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

（総合政策課長）市制施行70周年記念事業につきましては、この記念すべき年を市民の皆さん、事業者の皆さんと共に盛り上げていくために、

当初予算において所要な予算を計上させていただいております、現在、より記念になるような事業を進めるために今取り組んでいるところでございます。今金澤委員さんのご指摘のとおり、このたび補助金が採択されて財源がついたところですが、今後事業をより趣向を凝らして取組を進めていく中で、場合によっては金額が足りないというようなときにはまたご審議をお願いするようになる場合もあるかと思いますが、まず今当初予算で想定している中で、より工夫を凝らして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（金澤）市制施行70周年、10月が基準ですが、今年中の予算というふうに思いますので、今後市民の人が望む云々があれば、その分もこの財源を充当していただいて、何か施策を取っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

私は以上です。

（中西）そうしましたら、前任者とかぶる部分もあるのですが、通告をしましたので、一応通告に従いまして質問させていただきます。10ページの11番、地方特例交付金、1、地方特例交付金、定額減税減収補填特例交付金、補正額5億2,592万3,000円なのですが、国のほうの事業ということで、減税したことによる影響はないと思うのですが、本市への財政上の影響というのはあるのかどうかお伺いします。

（参事兼税務課長）定額減税による個人住民税の減収額につきましては、こちらに書かれております定額減税減収補填特例交付金で補填されることに全額なっておりますので、本市への財政上の影響というのはございません。

以上です。

（中西）そうしましたら、結構大きい金額なのですが、減税したことによって市民だとか、経済的な影響とか効果というのでも考えられると思うのです。そういった影響、効果についてどのように考えているかお伺いします。

（参事兼税務課長）今回の定額減税につきましては、賃金上昇が物価高

に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として実施するものでございます。そのため、定額減税が実施されることによって個人の手取りが増え、物価高による家計負担の減少が期待されます。また、家計に余裕が生まれることによって個人の消費が増加すれば経済が活性化し、デフレ脱却にもつながるのではないかと考えております。

以上です。

（中西）分かりました。そうしましたら、この定額減税、市民にとって大変気になっている部分だと思いますし、複雑な制度だと思うのですがけれども、分かりやすく周知していただきたいと思うのですがけれども、こういった周知方法というのはどのようにされているかというところをお伺いします。

（参事兼税務課長）定額減税の額及び減税し切れなかった額につきましては、税額決定通知書のほうに記載をさせていただいております。

また、制度内容につきましては、ホームページですとか広報の5月号にも掲載し、周知を図っておる状況でございます。

以上です。

（中西）続きまして、同じく10ページ、16、国庫支出金、1、総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額8億9,648万8,000円、かなり大きな金額なのですがけれども、どのような積算となっているのかお伺いします。

（総合政策課長）このたび歳入予算に計上した8億9,648万8,000円につきましては、今回の補正予算の歳出におきまして、生活者支援給付金チームにて予算計上しております。低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業を実施するための財源としまして、歳出予算と同額を計上させていただいております。交付金の内訳としましては、給付金として支給する事業費分として8億7,924万円、また支給に係る事務費分としまして1,724万8,000円を見込んでおります。

以上です。

（中西）そうしましたら、次に行きまして、同じく10ページ、17、県支

出金、1、総務費県補助金、県重点政策連動事業補助金、補正額730万円ですが、具体的にどのような事業なのかをお伺いします。

（総合政策課長）補助金の使い道でございますが、今回は鴻巣市SDGs推進事業として、SDGsを推進する各種取組を一体的なものとして交付決定を受けたものでございますが、先ほど茂利委員さんからのご質問でもお答えいたしましたとおり、具体的な使い道といたしましては、SDGs推進事業としまして、SDGs未来会議の開催やSDGsフェスティバルの開催、またSDGsパートナー宣言制度やSDGsポイント制度の構築に充てさせていただきます。また、市制施行70周年記念事業におきましては、10月1日の記念式典におきましてSDGsを推進するための記念品を予定しておりまして、その制作費に充てる予定としております。また、市民課の所管の予算になりますが、戸籍事務事業におきまして、婚姻届、出生届の、70周年を記念しまして、SDGsバージョンを新たに作成する予定としております。

以上でございます。

（中西）ありがとうございます。SDGsの推進というところは今年度予算の柱ともなっているところであると思うのですが、それにはその進捗であるとか、あとはいろんな人たちを巻き込んでいくということも重要だと思うのですが、その進捗と何か感触というか、そういうものがあればお伺いしたいと思います。

（総合政策課長）具体的に進捗状況を申し上げますと、SDGs未来会議につきましては、7月25日にこの議場において開催する予定でございますが、市内中学校から3名ずつ選出いただいた生徒の皆さんにSDGsを切り口とした市への提言ですとか、各中学校のSDGs宣言などのプレゼンテーションを行っていただく予定としておりまして、現在各中学校とそのプレゼンテーションに向けた内容の調整を行っているところです。

2点目のSDGsフェスティバルにつきましては、令和7年1月25日に開催予定としておりまして、現在そのイベント開催については業者委託を予定しておりますが、実際の運営に向けて、今業者とで調整を始め

たところでございます。

3点目のSDGsパートナー宣言制度につきましては、先月、5月13日から募集を開始させていただいておりまして、昨日までに8社から申請をいただいているところでして、今後も引き続きSDGsの輪を、裾野を広げていくために各事業者働きかけをしてまいります。

SDGsポイント制度につきましては、プロポーザルにより業者選定を進めているところございまして、ちょうどあしたプレゼンテーションによる審査を行う予定としております。最終的には1月25日のSDGsフェスティバルの開催に合わせて運用を開始したいと考えております。市制施行70周年記念の記念品の作成につきましては、現在どんなものにするかというところで調整をしているところでございます。

戸籍事務事業におけるSDGsバージョンの婚姻届、出生届の作成につきましては、今月から市民課において作成について着手するというふうに伺っております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全 員)

(委員長) 挙手 全 員 であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前 1 0 時 3 0 分)



(開 議 午前 1 0 時 3 4 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

(西 尾) それでは、議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願書について、紹介議員として説明させていただきます。

令和6年5月30日付で鴻巣市議会議長宛てに市民の方から提出されております。請願者は、鴻巣市吹上本町2-3-7、秋池博史さん、請願賛同者は1,278名でございますが、請願締切り以降も賛同署名が集まっておりまして、これに今35筆追加されておりまして、実質的には1,313筆の請願賛同署名が集まっております。

紹介議員は、筆頭議員が私、西尾綾子、そして諏訪三津枝議員でございます。

件名は、いじめ重大事態についての再調査を求める請願書。

2、要旨。2019年に鴻巣市内の中学校で発生したいじめ重大事態について、鴻巣市教育委員会はいじめ問題調査委員会を設置し、調査を行ったが、調査方法、調査体制、調査内容及び報告書の取扱いに多数の不備並びに文部科学省のガイドライン、本市の例規違反が認められた。そのため鴻巣市による再調査と調査報告書の再作成並びに調査報告書をいじめ被害者の意向に沿って公開することを求める。趣旨は以上でございます。理由につきまして、次の理由により、鴻巣市による再調査を求める。(1) 少なくとも10回は開かれたいじめ問題調査委員会の議事録が未作成もしくは所在不明であることは、鴻巣市の例規違反であるとともに、文部科学省の定めるいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにも違反し

ている。また、議事録が所在しないことは、調査報告書の内容に疑義が生じる。

（２）いじめ被害者は、いじめ調査報告書が出された後に、調査報告書に事実と異なる点が複数あることを指摘し、市による再調査を指示するよう市長に求めたが、再調査は行われなかった。

（３）文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、調査結果（調査の過程で把握した情報を含む）の提供は、被害者側にどのような内容を提供するのかあらかじめ説明することと求めているにもかかわらず、いじめ被害者に確認のないまま調査報告書が出された。

（４）文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、不登校が30日以上であればいじめ重大事態であるとされているのに、本件では不登校が90日に及んだにもかかわらず、いじめ重大事態ではないと認定された。

（５）文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、いじめ調査報告書の公開、非公開について、被害者側の意向を確認した上で公開が望ましいとの原則が示されているにもかかわらず、本件において被害者側への意向確認がないまま非公開とされ、その後被害者が公開を求めてもその要望は受け入れられなかった。

（６）鴻巣市いじめ問題調査委員会の委員は、本市に関わりの深い委員が教育委員会によって委嘱されており、完全な第三者委員会とは言い難い。職能機関の推薦を受けた候補者を教育委員会が委嘱する形にすべきである。

これらの理由から、いじめ問題調査委員会を刷新し、文部科学省のガイドラインに沿った形で再調査を行い、調査報告書を再作成し、いじめ被害者の意向を確認した上で報告書を公開することを求める。

以上が請願書の内容でございます。委員の皆様の慎重なご審議の上、どうか市民の方の意向を酌んで、請願を採択していただきますようお願い申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

（茂利）私のほうから１点だけ質問させていただきます。

この問題については、市議会会議録を見たり、議会での質疑で聞いてきた限りでは、裁判係争中であると答弁していて、既に裁判所で審議がされているようですが、被害者側の方がこの請願を出してほしいとまた請願者や紹介議員に直接依頼があったということでしょうか。

また、被害者の方と紹介議員は直接この請願提出についてはお話をしているということでしょうか、お伺いいたします。

（西尾）お答えいたします。

現在確かに被害者の方が市側と加害者側を訴えて埼玉地裁で係争中でございますけれども、私が市議会で一般質問などで取り上げておりますのは、裁判の内容や、それからいじめの内容の問題ではなくて、本市の行政側の手続に瑕疵があるということです。教育委員会、それから教育委員会が設置した調査委員会である第三者委員会、こちらのほうの調査の進め方について、文部科学省のガイドラインや、それから法律、それから本市の例規に沿っていないという問題が幾つかありまして、新聞報道もされております。こういった点を主眼に置いて私も市議会のほうで追及をさせていただきました。そのチラシや、それから新聞報道を見た市民の方から、このいじめの問題について、これは当事者だけの問題ではなく、子どもを持つ鴻巣市民誰にでも起こり得る問題で、これ以上第２、第３の同じ被害者が出ては大変だという、そういった思いから、皆さんが当事者意識を持って、その中の市民の有志の方が今回立ち上がって請願を作成されたということです。

それから、本件の被害者の方も、この請願を出されることについてはご了解といたしますか、ご理解していただきまして、自分以外にも市民の方がこうやって行動を起こしてくださったということについては非常に感謝したいというふうにおっしゃっています。私もこの件について、被害者の方には一応ご報告はきちんとして、勝手に、被害者の方がこういうことはしないでくれとか、請願を出して騒がれるのは困るとか、そういったことを言わないとも限りませんので、こちらとしては一応被害者の方に、こういう請願を市民の方が出しますけれども、問題ないですねと

いう形で確認は取っております。

（金澤）今、紹介議員のほうから、前任のものに引き続いてお話がございました。その中では、調査に瑕疵があるから、今回なるのだというお話がございました。ただ、瑕疵があるからということになると、1ページの要旨のところでは、鴻巣市による再調査と調査報告書の作成が必要だというふうにお話がしてあります。再調査をするという形になると、調査報告書の再作成もしなくてはならない、結局最初からやり直しをしなくてはならないというふうに私は思うのですけれども、ただもう既に司法の場で双方の意見というのかな、これを主張しているものを司法のほうでは聞いているという状況になって、司法の判断を仰ぐ時期になっているかなというふうに思うわけですが、その当時の思い出を振り返って記憶を呼び起こすということになると、加害者と言われる子どもたちも当然聞き取り調査等をやるわけで、精神的な負担というのをかなり強いられるのではないかなというふうに思うわけです。これは、先ほど言った被害者本人も同じような立場になるケースがあるかなと思うのだけれども、その辺は、今回のものについて紹介議員はどのようにお考えになっているのかを確認したいのですが。

（西尾）お答えいたします。

確かに精神的な負担は大きいものと思います。ただ、いじめの被害者の方が今回裁判にまで訴えて、真実を皆さんに知ってほしい、司法の場できちんと判断してほしいという、そのような骨を折って裁判に訴えておられます。裁判のほうについては、私は関与することはもちろん、議員はできませんけれども、その裁判とは別に、今回のいじめ問題の調査委員会、それから教育委員会の行ってきた方法、やり方については、文部科学省のガイドラインに沿っていないなどの問題が多数あります。本当にこれをこのまま放置しておいてよいのだろうかという疑問が多々あります。

そして、裁判のほう、私も傍聴はしておりますけれども、確かに2019年に起こったいじめですから、もうかなり、4年近く月日がたっております。そして、当時中学生であった方々も、もう中学校は卒業しております。

す。とはいえ、まだ皆さん10代でございます。そういった中で、過去のことを、自分たちの行動を加害者、被害者、それから保護者ともに思い出して、もう一回調査に応じるというのはかなりの負担にはなると思うのですけれども、今裁判が行われていて、双方代理人、弁護人を通じて、もしくは当事者が陳述台に立って裁判所でいろいろ意見を出し合っております。記憶のほうについては、裁判を行うことによって、薄れてはいないと思っております。

そして、確かに調査に応じることについては精神的な、そしてまた時間的な負担も生じるとは思うのですけれども、果たしてこれは、ではこのまま放置しておいてよいものだろうか、その点については私は疑問に思っております。

以上です。

（金澤）今、紹介議員のほうからるるご説明がございました。このいじめ問題云々は、加害者、被害者ともに中学生時代の事件という形で、先ほど2019年の事件だというお話があって、かなり時間があるのですけれども、今、司法の場で意見調整して、司法の場でもいろいろ言い分等も聞いていると思うのですが、紹介議員については、裁判の結果を待ってから、その内容について、それから動くという考えはないのですか。そこだけ確認したい。

（西尾）裁判の結果をもって動くという方法はなかったのかということ、今回請願を出されたのは市民の方々ですけれども、私も一般質問をしていくに当たって、この問題をなぜ一般質問で取り上げたのかというところなのですけれども、そもそも私が一般質問で取り上げた内容については裁判の争点にはなっていないと思います。裁判の争点は、あくまで被害者の方々が学校や教育委員会、そして加害者側の対応に問題があったということを争点にして損害賠償を求めています。私が議会で取り上げた問題は、加害者がどうこうとか、そういう問題ではなくて、あくまで教育委員会、そして教育委員会の設置した第三者委員会であるいじめ問題調査委員会、この調査方法が文部科学省のガイドラインや指針、それから各種のいじめに関する法律、それから鴻巣市の例規、そういった

ものに合わない形で、のっとらない形で行われた、その点を問題視して一般質問で取り上げておりました。それをチラシや新聞記事などで御覧になった市民の方が、やはりその点について今回請願を出されたということです。裁判とこの請願の内容とは切り離して考える必要があると考えております。

（田中）今、前任者の質問等の答弁からすると、調査の制度に対してのやり方に対しての疑問があるというような答弁でありました。それで、まず私、文教でなくて政策総務に来たのは、その辺の問題に対してなのかどうか、それか日程的なもの、あと自分の委員会の関係なのかどうか、その変更になった時点で、それちょっとお聞きしたいのですけれども。

（西尾）お答えいたします。

鴻巣市のいじめの問題についての例規の中には、一旦教育委員会の諮問したいじめ問題調査委員会、第三者委員会が調査を行って調査報告書を出し、それに対して被害者側がその調査報告書の内容に対して不服がある場合は市長宛てに再調査依頼を出すことができるとされております。今回は再調査を求める請願ですので、そのような趣旨から市長、こちらの政策総務常任委員会のほうに付託されたと考えております。

（田中）請願賛同者、一応ここの請願書の中では1,278人、また35人ぐらい増えているような報告がありました。それで、請願の今の内容について、署名をした方々というのはどの程度理解をしているのでしょうか。

（西尾）お答えいたします。

いろんな仲間が鴻巣の教育について問題意識を持っている、いろんな仲間がそれぞれの知り合い、友人、それからいろんな集まりのところで請願の賛同署名を集めてくれていたそうです。そのときに、やはり署名というのはなかなか皆さん、趣旨が分からない署名、何が何だか分からない、どこに出されるか分からない署名に対しては、なかなか皆さん賛同署名を書いてくださらない。署名をいただくのは非常に難しいというのは私も経験から理解しております。そういった中で今回1,278筆、現在では1,313筆以上の方が署名をしてくださっているということですが、聞くところによりますと、小さな会を催して丁寧に、今までの新聞報道です

とか、西尾のチラシですとか、場合によっては西尾の一般質問の動画を見てくれというような形で説明を重ねて賛同署名を集めたということも伺っております。また、既に新聞の記事ですとか西尾のチラシ、こちらのほうを読んでいただいて、鴻巣市のいじめの問題大変ではないかというふうに既に問題意識を持っていらっしゃった方が賛同署名に応じてくださった。それから、署名をしてくださった方が、私も書いてもらいたい人があるから、署名用紙頂戴という形で持って行って集めてくださった、そのように伺っておりますので、決して理解しないまま、人に勧められたり、強要される形で署名を書いたのではなくて、皆さん趣旨を理解して、同じ思いで当事者意識を持って賛同署名に賛同してくださったと思っております。

（田中）それでは次に、理由の中で書いてあることについて、ちょっと何点か質問させていただきます。

（２）のところに、いじめ被害者は、いじめ調査報告書が出された後に、調査報告書に事実と異なる点が複数あるということが書いてありますよね。何をもって相違があるのかということをお聞きしたいのですけれども、これは当事者でなければ分からないのかということでもあります。

（西尾）お答えいたします。

令和２年の３月に、令和２年の４月１５日付で当時の教育長のほうから、いじめ被害者、それから被害者の保護者宛てに調査報告書ができたという通知を出しております。それに対して、４月３０日付でいじめ被害者、それから保護者の方、その代理人の弁護士さんのほうから教育委員会宛てに……すみません、教育委員会ではないです。これ市長宛てにだったと思うのですけれども、返信の文書を出しまして、調査委員会の作った調査報告書の中には幾つもの被害者側の主張と食い違う点があるということを経つか指摘されております。その文書は、私も教育委員会に情報公開請求を昨年の１１月に出しまして、１２月に開示された文書の中でも、その文書はコピーが添付されておりますので、いじめの被害者側の弁護人が出した報告書に対する返信の文書は私も読んでおまして、その中で

調査委員会の調査報告書の中に事実の異なる点が複数あるということは指摘されております。

（田中）一応被害者側の調査ということはしているみたいなのですが、加害者に対しての調査というものは、聞き取りなどはしたのかどうかお聞きします。

（西尾）お答えいたします。

いじめの調査委員会の会議が10回は少なくとも開かれたことが、私の情報開示請求して開示された文書の中に確認できます。その中で、第2回目の会議がいじめの被害者、それから被害者の保護者からの聞き取り、それから第3回目、第4回目、第5回目、この3回がそれぞれ、加害者が3名いるのですが、加害者と保護者に対する聞き取りという形で、議事録はないのですが、会議の次第、そこには書かれております。

（田中）個人的に聞き取りなどはしたかどうかお聞きします。

（西尾）個人的にといいますのは、委員会と加害者側ということでしょうか。

（田中）被害者とは面識あるかどうか分かりませんが、詳しい内容は聞いておるみたいなので、加害者と言われる人に対しての話なり意見なりは聞かれたのかどうかということです。

（西尾）私が加害者の方とお会いしたかどうかということについてですね。それは、お会いしておりません。

（田中）次に、今までの流れの中で、議会質問とかを聞いていまして、黒塗りの部分が多いということ言われているのですが、それに対しての、ある程度推測なのかどうか分かりませんが、内容を見ただけでは黒塗りで何も分からないのだけれども、内容を理解しているようなのですが、それは何をもって内容を理解したのかということをお聞きします。

（西尾）お答えいたします。

文部科学省のいじめ重大事態についての調査に関するガイドラインには、いたずらに情報を黒塗りにして開示するものではないというような

ことも書かれているのですけれども、残念ながら教育委員会から開示された文書はほとんどが黒塗りでした。いじめ調査報告書についても、7割、8割が黒塗りという状況でございました。したがって、教育委員会から開示された文書では何があったかの実態は議員である私も分かりませんでした。しかしながら、別のルートで黒塗りにされていない調査報告書は入手しております。ただし、これがどこから入手したのかについてはお話しはできませんけれども、しっかりと私もいじめ調査報告書の黒塗りのないもの、それから教育委員会のほうで黒塗り開示したもの、これが全く同一のものであると確認した上で、実際の調査報告書に基づいて調査をいたしております。

以上です。

（田中）ただいまの再調査を今後することに当たって真実が見えてくるというふうに思っているのだからと思いますけれども、その辺に対してはどのように考えておりますでしょうか。

（西尾）お答えいたします。

確かに再調査を行った場合、今とは違った真実になるか分かりませんが、ものが見えてくるとは考えております。ただ、私が議会でこの一連の問題を追及しました、取り上げましたものは、いじめに何が、どんないじめがあって、加害者と被害者がどういうことで、いじめの加害、それから被害に遭ったのかということを真実を明かそうということではなくて、あくまで教育委員会、それから教育委員会の設置したいじめ問題調査委員会、第三者委員会の調査方法がそもそも国の定めたガイドラインやいじめに関する法律、市の例規に沿わない形でつくられたということの問題視しております。なので、改めて今回再調査を求める請願も、市民の方同じ気持ちだと思いますけれども、きっちりとしっかりしたルールに基づいて市は調査をするべきだという、それが一番の私たち、私と、それから請願を出された市民の方の訴えたいことだと思います。

それで、その上で再調査が行われて、いじめの加害、それから加害の事実とか、内容とか、そういったものがまた今までとは違った内容で出てくるかもしれませんが、それは今回刷新して新しく委嘱される第

三者委員会の調査委員の先生方にそれはお任せする、そういったものだと考えております。

（田中） ちょっと一応説明を聞きましたけれども、制度上のことに対しての問題があるということなのですが、ただ全体的に見て、どうしても被害者の側に立ったような発言も見受けられるのですけれども、今後、公平な立場でこの問題を考えていく方向というか、気持ちはあるかどうか最後にお聞きいたします。

（西尾） お答えいたします。

当然議員は公平な立場で物を見なければならぬと思っております。それから、市民の間の民事、こちらのほうに介入することもできませんので、その点はしっかりとわきまえてきたつもりですし、これからもその点はしっかりとわきまえたいと思います。ただ、どうしても被害者側に立った立場からの発言が多いというふうに印象を持たれたかもしれませんが、それはやはり加害者対被害者という形で私が今回のいじめ問題を取り上げているのではなくて、被害者対教育委員会、組織なのです。行政なのです。加害者ではなくて、被害者と、それから行政、どうしてもいじめの問題で被害者側が学校や教育委員会に訴える、それが今回納得いかなかったのが裁判に訴える。そうなってくると、被害者は学校や、それから教育委員会、行政をどうしても敵に回してしまう、そういった構図が生まれてしまうと思います。そういった中で、被害者側は一市民ですから、何の組織も持たない、後ろ盾も持たない、それから肩書もない、非常に弱い立場の一市民ですから、行政のやること、これは行政が、これはこちらで正しいと思いますので、これでもう調査を終わりにしますとか、こちらはこういう書類で終わりにさせますとか、そういう形で行政が決定を下したのに対して、どうしても被害者側は不服を申し立てても今回のように却下されたり、なかなか被害者としての権利が守られない。これは、加害者と被害者の間では確かにいじめの問題、いじめも人権問題ですけれども、被害者側と教育委員会、それから調査委員会、それから第三者委員会であるいじめ問題調査委員会、それから市、行政側、この関係においては、やっぱり被害者側は行政による人権侵害を受

けているのではないかと私は感じております。ですので、どうしても被害者側に立った物の言い方が多いとお感じになるかもしれませんが、それは対加害者に対してではなくて、対行政、対教育委員会、その立場で私は物を申してまいりました。

以上です。

（竹田）何点かお伺いしたいというふうに思います。

いじめの問題というのは、いじめ防止対策推進法というのが平成27年の4月1日から施行されて、先ほど前任者の質問ではいじめられた側というふうな発言がありましたけれども、いじめ防止対策推進法では、いじめを受けた子どもの人権や生命、身体に重大な危険を及ぼす可能性があるものを鑑み、児童等の尊厳を保持するために、いじめの防止のために地方公共団体が責任を持って対応しなさいということがいじめ防止対策推進法には書かれているわけです。そういう点からいうと、やはりいじめを受けた子どもがその後人生の大きな影響を受けるわけですから、きちっと行政の側が対応することが必要だというふうに書かれていることを前提に質問をしていきたいというふうに思います。

1点目が、ここの中にある、いじめの問題調査委員会の議事録が未作成または所在不明というふうなことが説明にあるのですが、これは一体どういう事態だったのか、請願者がつかんでいる範囲でお答えをいただきたいと思います。

（西尾）お答えいたします。

2019年、令和元年12月から2020年、令和2年ですが、2月にかけて鴻巣市教育委員会が委嘱した有識者5名によるいじめ問題調査委員会の会議が少なくとも10回開かれました。これは、私が昨年教育委員会に情報開示請求をして、12月に開示された本件いじめ重大事態についての文書で分かっております。しかし、肝腎のいじめ問題調査委員会の10回分の議事録が開示文書に含まれておりませんでしたので、教育委員会に問い合わせましたところ、見つからなかった、当時は議事録を作成していなかった可能性がある、または現在探している、または今週中には出せると回答が一転二転いたしました。最終的に、今年3月の私の議会での一般

質問の答弁で教育委員会側は、作成していなかったと回答しております。第2回から第5回までの4回分の委員会、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、これは被害者側、加害者側それぞれに対する聞き取り調査も含まれております。議事録がないというのは、それらの聞き取りの記録もないということになります。

鴻巣市の例規集の中には、審議会等の会議録の作成及び公表に関する基準というのがあります。審議会等の会議を開催したときには、会議終了後、速やかに会議録を作成するものとする定められております。また、文部科学省のいじめの重大事態についての調査に関するガイドラインの記録の保存の項目には、調査により把握した情報の記録を適切に保存するよう定めております。特に個別の重大事態の調査に係る記録は、少なくとも5年間保存することが望ましいとしております。さらに、これらの記録の廃棄については、被害児童生徒、保護者に説明の上行うこととあります。

委員会の議事録は、調査の基本中の基本の記録でございます。また、委員会の議事録の中に4回分の被害者、加害者への聞き取り調査も含まれておりますので、本いじめ重大事態の調査の根幹をなす記録文書が存在しない、また未作成だというのであれば、では調査報告書は一体どのように作られたのかという根本的な問題に行き着くことになると考えております。

（竹田）今のお話を聞くと、先ほどのいじめ防止推進法のいわゆる行政の責任というのは非常に曖昧になっているなというふうに思います。ちょっとそういう点からいうと、分かる範囲で結構なのですけれども、議事録がないということもあったのですけれども、（2）の理由の中に、調査報告書に事実と異なる点が複数あることを指摘し、市による再調査を指示するよういじめ被害者はお願いをしているにもかかわらず、市長はそれに応えていないということですよね。いじめられた側という、いじめ防止推進法の視点からいうと、何でこんな冷たい対応を鴻巣市はしたのだろうというふうに私は受け止めざるを得ないのですが、いじめ被害者は事実と異なる点が複数あると指摘し、市による再調査を指示する

よう求めたが、調査を行わなかったと。市長は、いじめ報告書や議事録があったのかないのかも分かりませんが、この報告書あるいは議事録を見てこんな冷たい態度を取ったのか、あるいは見なかったのか、どんなふうに、分かる範囲で結構ですが、お答えをいただければというふうに思います。

（西尾）お答えいたします。

鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針には、教育委員会または学校は、法第28条、ここでいう法というのはいじめ防止対策推進法のことですけれども、法第28条第1項の規定による調査の結果について市長に報告するとあります。また、重大事態の報告を受けた市長の再調査等の項目においては、市長の役割も明確に規定しております。

市長が調査報告書あるいは議事録を見ていたかどうかについてでございますけれども、調査報告書は教育委員会から調査の結果について報告があった時点で一緒に渡されており、見ているのではないかと考えております。ただ、議事録については、存在しないのであれば当然見ることはできないので、見ていないと思います。しかし、実際のところ市長が調査報告書及び議事録を見ているかどうかまでは私は分かっておりません。

（竹田）一番は、被害者が再度調査してくださいと当時の市長にお願いしたにもかかわらず再調査を行わなかったという、やはり市の姿勢が市全体の、残念ながら教育委員会にも私は反映しているのかなというふうに受け止めるわけですが、そのガイドラインの基本姿勢についてです。学校の設置及び学校の初期対応について、これは設置者及び学校はというふうに書かれていますが、本来はいじめが発生した場合30日で対応しなければならないのですが、先ほどの説明だと90日だということではあるのですが、いじめ重大事態でないと判断、今のは90日もたなければ判断しなかったと、逆に言えば。そういう点での今度はちょっと学校の姿勢とか、学校の設置者である教育委員会の責任が非常に問われてくると思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

（西尾）お答えいたします。

ただいまの質問は、ガイドラインの基本姿勢についてと、それから学校の設置者及び学校の初期対応について、それからいじめ重大事態ではないと判断したのは誰かという趣旨であったかと思います。お答えいたします。

文部科学省のいじめの重大事態についての調査に関するガイドラインには、第1、学校の設置者及び学校の基本姿勢について、大きなスペースを割いていろいろ定めております。被害児童生徒、保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。また、学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見詰め直し、被害児童生徒、保護者に対して、調査の結果について適切に説明を行うことといったことが書かれております。また、決して容易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならないとも記されております。

今回の事案について、学校の設置者及び学校の初期対応については、この場で私がつまびらかに説明することは差し控えさせていただきますが、簡単に申し上げますと、学校が真摯な対応をしなかった、被害生徒、保護者が学校に事実調査と状況改善を求めても変わらなかったと伺っております。

いじめ重大事態ではないと判断したのは誰かについてでございますが、まず令和元年11月12日付で「児童生徒事故について（報告）」という文書が鴻巣市教育委員会教育長名で埼玉県教育委員会教育長宛てに出されておりますが、そこには事故の種別として、いじめ（不登校重大事態）とあります。また、校長からいじめ重大事態（不登校重大事態）が発生したこと等の報告を受けたと書かれております。また、教育委員会にいじめ重大事態（不登校重大事態）の発生を報告し、本県での鴻巣市いじめ問題調査委員会の開催を議決したとあります。つまり、いじめ問題調査委員会が開かれた初期の頃は、いじめ重大事態であるとの認識が学校にも教育委員会にも調査委員会にもあったことになります。しかし、いじめ問題調査報告書の中で、学校側と話した際に被害生徒が学校に行き

たいと言った際に、保護者が、こんな状態では学校に行かせられない、当然状況が改善されない中で、保護者は子どもを学校に行かせたくないというのは当然でございます。保護者がこんな状態では学校に行かせられないと言ったことを取り上げて、被害生徒の登校を被害生徒の保護者がコントロールしているかのような発言が繰り返されたことを述べて、このようなことから、いじめが原因で不登校になっているとは認め難いとして、いじめ重大事態ではないとこの調査報告書の中で結論づけております。この問題は、昨年6月24日付の東京新聞埼玉版でも報じられたとおりでございます。90日にも及ぶ不登校があったにもかかわらず、これを簡単にいじめ重大事態ではないと定めてはならないと文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインには書かれているにもかかわらず、最終的には、これはいじめ重大事態ではないと結論づけてしまっている、これは問題ではないかと考えております。

（竹田）ということは、裁判とは別に、同じような事態が鴻巣では起こらないようにすること、ここが本当に行政の側の私は責任だというふうに今の答弁を聞いて感じました。そういう点からいうと、裁判がやっているからやらなくてもいいのだと、再調査をしなくてもいいのだという本当に結論になるということは、私は非常に疑問に思うのですけれども、この調査結果、被害者にとって、調査の結果をあらかじめ説明を受けること、またそういうことができますよというのは本来いじめ調査委員会からも報告されなければならないというふうに思うのですけれども、被害者あるいは加害者に意向調査が行われなかった、最後までその方向性にならなかった理由というのは何かあるのか、分かる範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

（西尾）お答えいたします。

加害者のほうに意向を確認しているのかどうかについては私は分からないのですけれども、調査組織と、それから調査の段階で被害者、保護者の意向がどこまで反映されているかについて確認されなかったのかについて、そしてなぜ反映されていないのかということでございますけれども、調査報告書が教育委員会から被害生徒、それから保護者宛てに送ら

れた後に、被害生徒側の代理人である弁護士のほうから令和2年4月30日付で鴻巣市教育委員会宛てに出された調査報告書に関する意見（所見）にはこのように書かれておりました。依頼人ら、これは被害生徒、保護者のことですが、依頼人らに対し、貴調査委員会による聞き取りがなされたのは令和元年12月14日の1回のみであるとしております。書かれております。また、依頼人らとしては、これらの点について、貴委員会に正確に事実を把握していただいた上で正しい認定を行っていただくべく再調査を強く要望するとも書かれております。つまり被害生徒、保護者に対する調査委員会の聞き取りは、調査の初期に1回行われたきりです。事実を正確に把握してもらうにはそれでは足りないというわけですが、私も当然1回しか聞き取り調査が行われていないということには驚いておりますし、それでは当然被害者側の意向確認も事実確認も不完全だと考えております。また、文部科学省のいじめの重大事態についての調査に関するガイドラインでは、調査実施中の経過報告として、学校の設置者及び学校は調査中であることを理由に、被害児童生徒、保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行うと定めております。文部科学省のガイドラインでは、随所に被害者側に説明責任をしっかりと教育委員会は果たすようにという趣旨のことが書かれております。しかし、被害児童生徒、保護者側に調査の進捗等の経過報告は一切行われませんでした。調査報告書が送られて初めて被害者側が調査を終了したことを知ったわけですから、被害者側の意向を反映しようにも、意向を確認するということも行っていなかったに等しいと考えております。

以上です。

（竹田）一つ一つご答弁をお聞きすると、教育委員会が設置したいじめ調査委員会では、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインというのがありますよね。それから、いじめ防止対策推進法とか、それから学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置とか、いじめの防止のための基本的な方針と、文部科学省からは様々な指針が出されています。非常にいじめの防止というのは大事な問題ですが、これ

らについて、調査委員会や教育委員会というのはしっかり学んでいなかったのではないかと私は受け止めざるを得ないのですけれども、そういう点からいうと、ちょっと難しい質問をして申し訳ないのですけれども、教育委員会や調査委員会は学校いじめ防止基本方針やいじめ重大事態の調査に関するガイドラインを全員で学び、共通の認識としていなかったのではないかと私は考えますが、請願者はどのように受け止められるでしょうか。

（西尾）お答えいたします。

残念ながら、委員ご指摘のとおりだと私も考えております。文部科学省の定めたいじめ防止等のための基本的な方針やいじめ重大事態の調査に関するガイドラインは、非常に詳細に、丁寧に、そして適切にいじめといじめ重大事態に対する対応や調査方法、学校や学校設置者の基本的姿勢などについて述べられております。これらをしっかりと読んで共通認識としていれば、いじめ問題への対応を間違えることはないと言っても過言ではないと私は考えております。本事案における調査方法や教育委員会の姿勢には、幾つもの点において、文部科学省の定めたこれらの方針やガイドラインを大きく逸脱していると言わざるを得ません。教育委員会、それから調査委員会の間でこれらが共通認識となっていなかったことの表れであると考えております。

（竹田）ということは、本当に同じような事例が再び起きないことが圧倒的には市民の願いでありますし、いじめが起きないことが一番は市民の願いであるというふうに私は考えます。そういう点からいうと、再度私は市の姿勢、それから教育委員会の姿勢を正していくことがこの請願の中でも書かれていると思いますし、それに負託に応じていくのが議会だというふうに思います。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの最後のほうにあります。地方自治体の長に対する再調査というのもきちっとうたわれているわけですから、そういう点からいうと、地方自治体の長に対する再調査ができるということをしつかりとうたっていますので、同じことが再び起きないようにすることが必要だというふうに私は考えて、この請願

には賛同する立場なのですけれども、そういう点からいうと、公平性や中立性のある調査委員会をつくっていくというふうに、長に対する再調査の中ではうたわれています。この点ではどう改善され则认为るか、請願者はどのように考えるかお答えをいただきたいと思います。

（西尾）請願の中でも、請願の理由の6番目に、いじめ問題調査委員会、いわゆる第三者委員会、これが公平で中立な第三者委員会ではないということを指摘しておりますけれども、今委員のおっしゃったとおり、長の行う再調査においても、そしてまたその前の教育委員会が委嘱した調査委員会が行う再調査においても、基本的な調査においても、第三者委員会の公平性、中立性はしっかりと保たれるべきだと考えております。また、今回、地方公共団体の長による再調査ができることを被害者、保護者は当然知っておりましたけれども、それを知ったのが、調査報告書が出来上がって、調査報告書と一緒に添付された教育委員会からの文書で、再調査の申立てがある場合は所見にその旨をご記入くださいというふうに書かれていたのです。それによって被害者側は、それから被害者側の弁護士は再調査の申立てをすることができると知ったわけですが、調査報告書が送られて、それから再調査申立ての締切りまでに僅か10日足らずしか被害者側には期間の猶予が与えられなかったということも申立書の文書の中で被害者側の弁護士が指摘しております。そういったことも、やっぱり被害者側の立場に立って、公平、それから中立なしっかりした調査を行う姿勢というのは行政側にも教育委員会側にも求められるのではないかと考えておりますし、今回請願の中にも職能機関の推薦を受けた候補者を第三者委員会、いじめ問題調査委員会の委員にするようにということを指摘させていただいております。職能機関の推薦を受けた候補者を教育委員会が委嘱する形にするべきである、あるいはこれは当然市長が再調査を行う際の再調査委員会を設置する場合も、これは当然言えることではありますが、文部科学省の定めておりますいじめの重大事態についての調査に関するガイドラインにも、それから日弁連も文書を出しておりますけれども、いじめの調査委員会、第三者委員会の委員は、その行政、その自治体に関係の深い方々

を委嘱するのではなくて、職能機関、大学やNPO法人などの委嘱機関、職能機関に推薦を依頼して、そこから委員の推薦を受けて、その人たちを委員にするようにというようなことが書かれております。他の自治体のいじめ問題調査委員会、第三者委員会も調べてみますと、決してその点がしっかりと実行されているわけではございません。それは、本市においても同様でございます。やはり本市が他市に先駆けていじめ問題調査委員会の第三者性をしっかりと担保していく、そういったことを本市もやっていくべきではないかと思います。そうすることによって、鴻巣市のいじめ問題調査はしっかりしている、公平性、中立性が担保されて、今後いじめが二度と行われないように行政が、そして地域、学校が一丸となって取り組む姿勢が見えている、そのように他市からも言われるいじめ調査になるのではないかと考えております。

以上です。

（中西）そうしましたら、私のほうから、理由の中から何点か質問させていただきたいと思うのですけれども、理由の（４）番、これがいじめ重大事態でないと認定されたというところを書いてあるのですけれども、私ちょっとそこからの調査体制についても、通常のいじめとしてのフローチャートといいますか、流れでされたのかなと思ったのですけれども、本件については、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会条例により調査委員会も設置されて、不備は何個かあったかというところは認められているところなのですけれども、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿った流れで手続が進められているのかなと私は思うのですけれども、そういった理解でよろしいのかというところ、体制としてはいじめ重大事態として取り扱われたという、まずちょっと事務局のほうにそういったことでよろしかったのかというのを確認できればさせていただきたいと思ったのですけれども。

（西尾）ご質問の趣旨がちょっと理解できなくて申し訳ないのですけれども、文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿った形で今回調査が行われていなかったからこそ新聞報道もございましたし、それから私も議会で取り上げさせていただいております。もしいじ

めの、先ほども申し上げましたけれども、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインは、被害生徒の人権を守る形でしっかりと、もちろん加害者、被害者双方に教育的配慮を施しながら、いじめ問題の根本的な解決、それから再発防止を目指してしっかりと調査を、そういったことを主眼にして調査をしていく、そのためのガイドラインとしてしっかりと作り込まれたものですので、それに沿ってそもそも行っていれば、これまでの数々の問題は起こらなかったのではないかと考えております。

（中西）申し訳ありません。ちょっと執行部のほうに手続的な流れというものをお聞きしたかったのですけれども、本件については、通常のいじめではなくて、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインと、こういったルールの中で沿った形で調査委員会がつくられて調査が行われてきたという、体制としてはいじめ重大事態として取り扱ったのだという、そういう理解でよろしいのかというところを確認できれば確認したいと思うのですけれども。

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午前 11 時 33 分）

◇

（開議 午前 11 時 34 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（中西）そうしたら、執行部のほうちょっと確認取れないので、言い換えて紹介議員のほうにお尋ねしたいのですけれども、いじめ重大事態の調査に対するガイドラインのフローチャートに乗ったからこそ、この理由としていじめのガイドラインにも違反しているということを何度もおっしゃっているのかなと私思うのですけれども、最初の時点でそういったいじめ重大事態として疑われたりとか、そういった認識があったからこそこの調査委員会がつくられて、その流れで手続が進められていたのかなと私思うのですけれども、そういった理解でよろしいのかというところをちょっと確認させていただきたいと思います。

（西尾）お答えいたします。

今回の事案は、不登校が90日以上に及ぶ事案でございました。いじめの調査委員会が、第1回が開かれた令和元年の12月ですか、その頃にはまだ90日には至っていなかったのですけれども、既にその時点で不登校が30日以上に及んでおります。文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインでは、不登校が30日を超えた場合は、これはもういじめ重大事態であると定義づけておりますので、本件は調査委員会が開かれる前からもう30日以上の不登校ということで、これはもういじめ重大事態であるというふうに定義づけなければならない事案です。

それから、先ほども申しましたけれども、学校及び学校設置者が軽々にこれをいじめ重大事態ではないとか、いじめではないというふうに結論づけるのではなくて、いじめを訴えて不登校になっている生徒の、それから加害生徒、被害生徒、両方からしっかりと聞き取って、調査を重ねて、これがいじめではないとか、いじめ重大事態ではないとか、そういったことを結論づけることを目的にするのではなくて、いじめの内容、それから今後このようなことが起こらないためにはどうしたらいいかということをしつかりと考えていくために調査をするものですから、やはりこれはいじめ重大事態に沿って行われたかどうかということよりも、当然これはいじめ重大事態ですので、それを設置して調査をするというのは当然の成り行きといいますか、学校設置者としての姿勢であったと考えております。

（中西）そうしたら、次の質問に行かせていただきたいのですけれども、（5）いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの中で、これが、私もガイドラインのほうを確認させていただいたのですけれども、こういったちょっと記載が見当たらなかったのです。ちょっと私の勉強不足かも知れないのですけれども、ただ似たような記載で、調査結果の公開、非公開ではなくて、調査結果の公表、非公表というところはあったのですけれども、ここは誤りという解釈でよろしいのか確認させていただきます。

（西尾）お答えいたします。

文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインのところ

に、いじめ調査報告書の公開、非公開についての記載が見当たらなかったというところでございますけれども、今お手元にあるかどうか分からないのですけれども、文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの13ページ、12ページから第7、調査結果の説明・公表という項目の説明になりますけれども、その隣の13ページ、調査結果の公表、公表の方法等の確認というものが記載がございます。それによりますと、「いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと」とあります。それから、「調査結果の公表をする場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい」、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある」と詳しく書いてございます。

（中西）そうしますと、公開、非公開ではなくて、公表、非公表という間違いということよろしいですか。

（西尾）公開、非公開、公表、非公表とは、ほぼ同じ意味だと思いますけれども。

（中西）そして、あと内容なのですけれども、請願書の中では、いじめ調査報告書の公開、非公開について、被害者側の意向を確認した上で公開が望ましいとの原則が示されているというところなのですけれども、ガイドラインの13ページを見ますと、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」となっているのです。こちらは大分誤りというか、ちょっと誤解を生むようなお

話なのかなと私思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

（西尾）誤解を生むような表現とおっしゃったその意味が、ちょっと申し訳ないのですが、よく分からないのですけれども、文部科学省のいじめの重大事態についての調査に関するガイドラインの13ページ、調査結果の公表、公表の方法等の確認、先ほど読み上げさせていただいた部分ですけれども、被害児童生徒、保護者の意向を確認して、公表するか、非公表にするかを決めるということも書かれておりました。それは、先ほど読み上げたとおりでございます。それにつきまして被害者側が、大体被害者側はいじめの実態を、調査報告書、これをしっかりと公表して、それから地域の方々、学校関係者、それから広く教育問題に、いじめ問題に関心のある方々に事実を知っていただいて、今後自分のような被害者が二度と出ないようにしてほしい、そのような趣旨から、大体において公表してほしいという気持ちがあると伺っております。本件についても、被害者側はそのような意向を持っておりました。

なおかつ文部科学省のこのガイドラインでは、被害者側が公表しろと言ったからといって、全て情報を公表して、さらけ出して、公にさらけ出せというふうには書いておりません。先ほども読み上げましたけれども、公表した場合の個人情報、特に学校名ですとか被害者側のお名前、加害者側のお名前、そういった個人情報が特定されることについては、しっかりと黒塗りにして開示するようにということがこの文部科学省のガイドラインをしっかりと読み込めば分かるはずでございます。

同じようないじめ重大事態についての調査が行われた他の事例を見ましても、上尾市さんなんかでも、いじめ調査報告書は期間を限定して、個人情報黒塗りにした上で開示されたりしております。それは、ほかの自治体でも同様です。例えば期間を区切って、何月から何月までインターネット上で情報を、個人名や学校名、個人情報を黒塗りにした上で調査報告書を開示します、そのようにしている自治体もありますので、決して読み違えとか勘違いではないと判断しております。

以上です。

（中西）そうしますと、今のご答弁ですと、いじめ調査報告書の公開、

公表、非公表については、被害者側の意向を確認した上で公表が望ましいとガイドラインに書かれているというところなのですけれども、再度ちょっと読み上げさせていただきますと、「いじめ重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」、まずこれが1つであって、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」とあるのですけれども、紹介議員の理解の中では、公表については、被害者側の意向を確認した上で公開が望ましいと、こう解釈されているというご理解でよろしいですか。

（もう一度。最後の部分がの声あり）

（中西）ガイドラインの中では「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」と記載されているのですけれども、紹介議員の中では、被害者側の意向を確認した上で公開が望ましいと、こう解釈されているという理解でよろしいですか。

（西尾）お答えさせていただきます。

これは、3月議会の一般質問でも私、その中で申し上げたのですけれども、今回のいじめ重大事態の被害者側は明確にこの調査結果を公表してほしいというふうに意思を持っておられます。そして、今回請願にはもちろん書いていないのですけれども……すみません、請願には書いてあります。5番に公表を求めていると書いているのですけれども、いじめの調査報告書が被害者側に送られた際に教育委員会のほうから出された文書、「鴻巣市いじめ問題調査委員会における調査の報告について」という被害者宛て、被害者保護者宛ての令和2年4月15日の文書の中で、今後の方針について、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにのっとって、以下の方針を予定しております。本調査結果の公表については、今後の中学校生活に支障を来すおそれがあることから、行わない方向で考えておりますと。これ一方的に教育委員会のほうから被害者宛てに告げております。その後、被害者側は電話で教育委員会のほうに公表してほしいという意思を伝えたそうですけれども、それは受け入れら

れなかったと被害者の方から伺っております。そもそも一方的に教育委員会が公表しないと伝えた、これ自体が文部科学省のガイドラインに大きく外れております。文部科学省のガイドラインの13ページにあるように、被害児童生徒、保護者の意向を……そのほかのことと、その被害児童生徒、保護者の意向等を総合的に勘案して適切に判断することとしておりますけれども、そもそも被害児童生徒、保護者に調査結果を公表するか、公表しないかの意向確認をせずに、一方的に教育委員会で非公表とすると決めて告げております。それに対して、被害生徒側が公表してほしいと電話で伝えたにもかかわらず、それは受け入れられておりません。このこと自体がもう既に文部科学省のガイドラインを、ルールを逸脱していると考えております。

（中西）ありがとうございます。

そうしましたら、次に移らさせていただきますと、（6）の中で「本市に関わりの深い委員が教育委員会によって委嘱されており」というところなのですけれども、まず1点目について、委嘱については、定例教育委員会の中で教育委員会に諮られて、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会条例によって委嘱されている、手続的にはそういった流れでされているところは事実なのですけれども、紹介議員の中でもそういう認識でよろしいのか。

また、2点目が「本市に関わりの深い委員」というところなのですけれども、こちらどういった理由でそう記載されているのかというところをお教えいただければと思います。

（西尾）お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、鴻巣市のいじめ防止のための基本的な方針、それから鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例、今おっしゃった条例、それに基づいて今回いじめ問題調査委員会が設置されて、委員も委嘱されておりますけれども、これは私が12月議会で一般質問でも申しましたけれども、やはり鴻巣市のいじめに関する例規に定められている調査委員会の委嘱方法、これ自体がもう第三者委員会としての公平性、中立性、つまり第三者性を大きく欠くような選定方法になっているのではないかと

というのは私は考えております。ですので、鴻巣市の例規、鴻巣市のいじめ防止等のための基本的な方針や、先ほどの委員のおっしゃったいじめ問題対策連絡協議会等条例、これに沿った形で調査委員会を選んではいるのですけれども、これ自体がそもそも文部科学省のいじめ重大事態の調査についてのガイドラインからやっぱり外れている。鴻巣市の委員の選び方は、教育委員会が委嘱するというふうになっておりますけれども、文部科学省のガイドラインに沿ってしっかりと第三者性を担保できるような委員にするためには、先ほども申しましたように職能機関の推薦を受けて、そこから委員を選ぶ、そういった方法が適切であると私は考えております。したがって、この請願の6番目の趣旨も、やはりそのような趣旨から考えると適當であると考えております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 52 分）

（開議 午後 1 時 00 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

（田中）議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

本議案は非公開であるにもかかわらず、紹介議員や請願者は内容についていかにも知っているように思われるが、それは臆測等によるものと思われまゝす。調査委員会の形式的な不備が指摘されているが、具体的には示されておられません。また、調査方法等の取扱い等に不備があるということが記され、疑義があるとのことであるが、それは推測であると思わ

れます。

この件は2年余りかけて係争中と聞いております。司法で既に争われている事案に対して再調査を求めるということは、子どもたちに大きな精神的負担と心の痛みを与えてしまうのではと考え、適切ではないと思います。また、裁判の結果を見ずに再調査を求めるということは不適切であると思います。

以上の点から、議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願書に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はございますか。

（竹田）議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

そもそも議会は、市民の声を届け、市政のチェックをするのが大事な役割で、特に今回の請願は、請願者のほかに1,313人の賛同署名がある点ではとても重いものがあると思います。裁判をやっているからとしてしまうのは、本請願の重大性と行政の本来の姿勢と、何よりもいじめを受けていた被害者や保護者に対する背を向けるものだと思えます。

いじめ防止対策推進法の第1条では、「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その精神の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」を目的としています。こうしたいじめ防止対策推進法に基づき、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが示されています。今回のいじめのこれらに基づく対策を何ら取ってこなかった、ここに今回の問題点があります。推測で紹介者は話しているわけではありません。この間、議会の中でしっかりと質問を行い、その実態を明らかにしてきた。議会で推

測などで発言するはずがありません。このような、臆測や推測で発言しているという、この発言こそ私は問題があると思います。

今回私は大変残念に思ったのは、請願者（令和6年6月14日開催令和6年6月定例会政策総務常任委員会会議録P,1「被害者」に発言訂正）が前市長に対して再調査を求めましたが、その再調査も行われなかったことで、いじめを受けた子ども、そして保護者が大変な思いをしながら再調査を求めたにもかかわらず、それに背を向ける、こうした行政をしっかりとチェックするのが本来議会の役割だと思います。こうした事態が再び起こることのないように、行政のチェック役としての議会の名で今回の再調査を行うこと、そのことこそ議会や議員の大事な役割だと考えます。こうした点を述べ、賛成といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はございますか。

（中西）議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願書について、反対の立場から述べさせていただきます。

いじめは、どのような形であれ、決して許されるべきではありません。いじめ問題は非常に重要であり、被害者の救済と再発防止は当然の責務だと考えております。

しかしながら、再調査に対して慎重な姿勢を取るべき理由を述べさせていただきますと、安易に再調査を行うことで、いじめ問題調査委員会の信頼性が損なわれる危険性があります。再調査が常態化すると、いじめ問題の解決が遅れる危険性もあります。初回の調査結果が信頼されず、常に再調査が求められるようになると、適切な対応が難しくなることも想定されます。

どのような場合に再調査をするかについては、いじめ防止対策推進法第30条第2項に「当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき」と定められています。文部科学省作成のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインによれば、①、調査等により調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、または新しい重要な事実が判明したものの、十分な調査が尽くされていない場合、②、事前に被害児童生徒、保護者と確認し

た調査事項について十分な調査が尽くされていない場合、③、学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、④、調査員の人選の公平性、中立性について疑義がある場合と例示されています。本請願について、調査委員会の誤りはあったものの、手続的なものや推論であり、ガイドラインの1から3の事例に当てはまらなないと考えます。4の人選について、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会条例第13条により、調査員は定例教育委員会の議案として諮り、承認を得て適法に委嘱され、公平性、中立性が保たれた人選がされていると考えられます。請願書5について、紹介議員による答弁では、中立性、公平性を損なうとする十分な理由は示されませんでした。

最後に、本請願では主観、誤りも混在しているため、請願賛同者がきちんと正確に理解しているのか疑問であることも指摘いたします。

以上、全ての子どもたちが安心して学び、成長できる環境を提供するために、安易に再調査を認めるべきでないと申し上げ、反対討論といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はございますか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号 いじめ重大事態についての再調査を求める請願について、採択すべきものに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手少数）

（委員長）挙手少数であります。

よって、議請第1号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時10分）